

請求・支払方法一覧表

幼児教育・保育の無償化にかかる給付は以下のとおり行います。(令和2年度以降)

1.法定代理受領

①給付の対象

対象施設等	請求に必要なもの	請求方法
幼稚園（新制度未移行）の保育料	・請求書 ・内訳書	施設が市へ請求
預かり保育の利用料		

②給付のスケジュール

請求期限	支払予定日
利用月の翌月 10 日	利用月の翌月 25 日

※支払予定日が土曜日、日曜日、祝日の場合は翌営業日になります

※請求内容の確認に時間を要する場合は支払予定日にお支払いできない場合があります

2.償還払い

①給付の対象

対象施設等	請求に必要なもの	請求方法
認可外保育施設の利用料	・請求書 ・領収書（施設等が発行） ・提供証明書（施設等が発行）	保護者が市へ請求
一時預かり事業の利用料		
病児保育事業の利用料		
ファミリー・サポート・センター事業の利用料	・請求書 ・活動報告書（施設等が発行）	

②給付のスケジュール

利用月	請求期限	支払予定日
4月、5月、6月	7月 10 日	7月 25 日
7月、8月、9月	10月 10 日	10月 25 日
10月、11月、12月	1月 10 日	1月 25 日
1月、2月、3月	4月 10 日	4月 25 日

※支払予定日が土曜日、日曜日、祝日の場合は翌営業日になります

※請求内容の確認に時間を要する場合は支払予定日にお支払いできない場合があります